

令和7年4月

大阪市立 弁天小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人間性豊かな子どもの育成」のために「弁天小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ◇ 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条」および「第3条」「第13条」「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～（平成27年8月大阪市・大阪市教育委員会）」を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、学校教育のすべての場面に「互いの人権を尊重する」ことを基盤に置く。そして、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な取り組みを充実させ、児童の意識改革を図るとともに教職員研修を計画的に実施する。
- ◇ いじめの未然防止・早期発見のため、児童自らが互いを認め合える「絆づくり」と「居場所づくり」を作り出す取り組みをさらに充実させ、すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に参加し、活躍できる学校づくりに努める。
- ◇ 「風通しのよい」学校文化を構築していくことが大切と考える。そのため、積極的に学校を開き、保護者・地域との連携を積極的に進めていく。また、「小中連携」はもとより「保・幼・小」「近隣小」の連携関係も深めていく。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

本校策定の「基本方針」に基づき、授業の改善を図るために以下に進める。

- ◇学校生活を送る児童が最も長い時間を過ごすのが、授業の時間である。この時間を見ると児童が、主体的に過ごすことで、安心・安全な学校生活につながり、学力向上はもとより、いじめをはじめとする生活指導上の諸課題の未然防止につながっていく。そのため、「わかる授業づくり」を進め、「すべての児童が参加・活躍」する授業を追及していく。
- ◇「わかる授業」の創造をめざし、「研究授業」のさらなる進化と充実を図る。「研究協議会」では、論議を活発にするため場の設定を工夫しながら進めている。また、「外部講師」の活用や「夏期校内人権教育研修会」、「メンター教員」を中心とした校内研修会等を実施する中で、教員の指導力の向上をめざし、教職員同士が「学び合う楽しさ」を体感する。
- ◇「学習参観」や「土曜授業」などを積極的に活用し、授業・児童の実態を保護者や地域住民に広く周知する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
本校策定の「基本方針」に基づき、児童の自己有用感をたかめるために以下に進める。

- ◇友人関係や集団作り、社会性の育成などを進めるために、学年活動や異学年交流を積極的に進めたり、社会見学や出前授業などの「体験的な活動」のさらなる充実と深化を図ったりして、児童自らが、気づき、経験する機会を積極的に展開していく。
- ◇「学校行事」や「学年活動」においては、各学年に応じた「実行委員会」を組織し、児童自らが計画し、実行し、振り返る機会を積極的に設ける。児童自らが、人と出会い、人と関わる中で、その喜びや充足感を味わうことで「自己肯定感」や「自己有用感」の育成を図っていく。
- ◇児童会活動や各委員会活動、「弁天フレンズ」などの取り組みを通して、児童相互や異学年交流を積極的に進め、「存在感」や「所属感」の高揚を図り、望ましい集団育成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

本校策定の「基本方針」に基づき、いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を図るために以下に進める。

- ◇年間計画のもと、道徳教育や人権教育の取り組みを実践し「人さまざまの違いを自覚し、尊重し合う心」を養い「自分がされていやなことは人にはしない」態度を身につけさせる。教材やアクティビティを通して、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分ならどうするかという視点で考え、主体的に「人を大切にする」行動ができるように取り組みを深める。
- ◇それぞれの授業や「体験的な活動」の中で、生命の大切さや仲間の大切さを一層認識させる取り組みを深める。
- ◇いじめている児童、その行為を煽っている児童には厳しい指導を行うとともに事象の表面だけでなく、その裏や奥にあるものも同時に探る。また、周りで見ていた

(知っていた) 児童についても『あなたがいじめを防ぐ力になる』ことを指導し、学校全体で、いじめを許さない・見逃さない空気をつくる。「身体の暴力」とともに「言葉の暴力」についても許さない・見逃さない雰囲気の醸成に努める。

◇社会全体に情報機器が浸透していく中、「情報モラル・リテラシー」の指導を進めるとともに、保護者への啓発も進める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

◇「いじめ防止対策推進法第23条」を踏まえ、児童のささいな変化を見逃さない教職員の感性のアンテナを敏感にする。遊びやふざけの中にもいじめの兆候が潜んでいないか、集団の中に序列関係が生じていないか等、感度を鋭敏にする。今まで当たり前に行っていた朝の健康観察や日記、作文指導などを意識的に行い、積極的に活用する。気づいた変化の情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努める。また、家庭との連絡を怠ることなく、家庭訪問などを積極的に行い保護者との連携を密にし、「共に育てる」意識を共有しながら相談体制を強化する。

◇地域からの情報も積極的に収集するために、「見守り隊」や「町会長会議」からの情報収集に努める。

◇情報収集については、「生活指導推進委員会」（いじめ対策委員会を兼ねる）や人権教育部が開催している「子どもの交流会」で各学年からの情報を交換とともに、緊急の場合は、職員全体などに伝える。

◇情報については、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を収集の基本とし、「いじめアンケート」や「教育相談」を積極的に活用する。

◇教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）子ども相談センター、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図り、保護者に対し、「いじめ相談窓口」の周知をおこなう。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

◇「いじめ防止対策推進法第23条」により、いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう管理職（校長・教頭）へ速やかに報告する。管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開き、特定の教職員で対応することなく、学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。

- ◇被害児童の保護や加害児童の保護については「いじめ対策委員会」で具体的な方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止めること」を最優先に対応する。
- ◇いじめを傍観していた児童や児童集団に対しても、自己の問題と捉えさせるとともに「自分が（自分達が）いじめを防ぐ力になる」という実践的な取り組みを積極的に進める。
- ◇解決を図る上で、教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）子ども相談センター、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を行う。
- ◇ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】

いじめ対策委員会

※現在既設の生活指導推進委員会をいじめに関する課題事象に解決に取り組むための組織として機能させ位置づける。

【構成】

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、各学年担任代表、特別支援学級担任代表、養護教諭

※事案に応じて、必要な教職員も加わることとする。

【役割】

いじめに関する情報や児童の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有をおこない「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正をまとめ。さらに、いじめやいじめの疑いに関する情報が生じた場合は、緊急に会議を開催し、迅速に情報の共有、関係児童への事実確認、指導および支援などの方針の決定を行うとともに、解決に向けての取り組みを進める。また、保護者や関係諸機関との連携を行う。

【開催時期】

事案発生時に、緊急に開催する。

【年間計画】

＜調査＞

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回
- ・適宜、学級担任や学年担当による教育相談を実施する。

＜研修会＞

- ・人権教育全体研修会（児童理解研修会・特別支援教育研修会も含む）

※「運営に関する計画」では、「道徳心・社会性の育成」の視点を明確にし、立案・中間評価・最終評価を行う。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ◇学校ホームページや学校だよりを活用し、「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。
- ◇「学校協議会」において「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。
- ◇「PTA役員会・実行委員会」において「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。
- ◇「学級・学年懇談会」を活用し「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。
- ◇定例開催の「青少年育成推進委員会」に出席し、「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行い、関連機関との連携の強化に努める。

(3) 取組内容の検証

- ◇「いじめ対策委員会」において検証と点検を行い、取り組みのさらなる充実深化を図る。
- ◇「運営に関する計画」の立案、進捗状況の学校評価、最終の学校評価のそれぞれにおいて、PDCAサイクルをもとに、取り組み内容の検証と点検を行い、新たな取り組みに反映させる。

7. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」により、以下の対処を行う。

- ◇「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- ◇教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果をふまえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- ◇被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。

平成26年2月制定 平成30年7月改訂